

令和6年 7月 1日

訪問看護医療DX情報活用加算に伴う掲示

2024年度診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認等システムが導入される事を踏まえ、当ステーションでは、近畿厚生局に届け出を行い、健康保険法第3条第13項の規定によるオンライン資格確認により、訪問時等に利用者の診療情報や薬剤情報を取得、活用した上で、計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

これにより、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

[加算内容]

訪問看護医療DX情報活用加算 50円 ※令和6年7月1日より

上記に関する施設基準は以下の通りです。

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令により規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている。
 - (2) マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を有している事。
 - (3) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し活用して訪問看護を行うことについて、当ステーションの見やすい場所に掲示している事。
- (3) の掲示事項について、ウェブサイトに掲示している事。

医療法人恵生会めぐみ訪問看護ステーション

管理者 村山 真弓